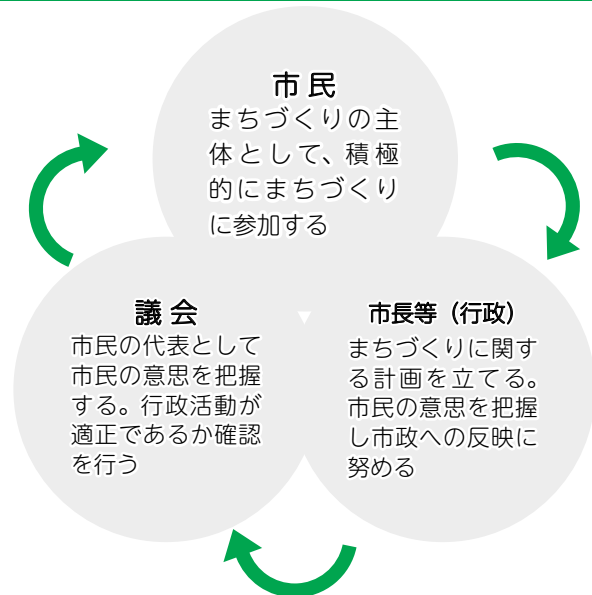


名寄市自治基本条例を 知っていますか？

連 載
No. 4

市民、議会、市長等（行政）の役割と責務
連携・協力してまちづくりを推進する

検討委員会の経過



令和6年3月から現在まで4回の検討委員会が開催され、主に「アンケートの調査結果」、「社会状況の変化」をテーマに議論されました。委員からは、「市民参加がしにくい」、「情報発信の工夫が必要」、「外国人の増加」などの意見が出されました。

今後は、条例の改正が必要であるか議論し、市へ意見書を提出します。



問い合わせ 総合政策部地域課題担当（名寄庁舎3階） ☎01654③2111（内線3311）

市民の皆さまにさまざまな情報を幅広く周知できる『広報なよろ』を利用しませんか。

広報なよろの広告掲載は次の4種類から選べます。お店のP Rや事業のご案内などにご活用ください。

◆枠の大きさの種類

掲載枠は4種類あります。
お好みの大きさを選択してください。

※枠の大きさの4倍が実寸です。

1号広告
縦 45mm × 横 90mm

2号広告
縦 45mm × 横 180mm

3号広告
縦 125mm × 横 180mm

4号広告
縦 260mm × 横 180mm

◆継続掲載による割引制度

6カ月以上の継続掲載申し込みの場合、掲載料が安くなります。

規 格	1号広告	2号広告	3号広告	4号広告
掲載料(単月)	15,000 円	22,000 円	52,000 円	100,000 円
掲載料(長期継続)	13,000 円	18,000 円	46,000 円	92,000 円

※長期継続の掲載料は1カ月あたりの金額で、掲載月数×上記の金額となります。

■申し込み・問い合わせ
秘書広報課広報推進係
(名寄庁舎3階)
☎01654③2111
(内線3305・3306)